平成 28 年度 山形県内住宅移転支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、東日本大震災等により、福島県の避難指示区域以外(平成27年6月15日時点)から山形県内(以下「県内」という。)の応急仮設住宅等に入居している避難世帯のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も引き続き県内の民間賃貸住宅等へ転居して、避難を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、予算の範囲内において平成28年度山形県住宅移転支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、山形県補助金の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 応急仮設住宅等

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)に基づき、福島県からの応援要請に応え山形県が応急仮設住宅として供与している借上げ住宅、公営住宅、公務員宿舎及び福島県が供与している雇用促進住宅をいう。

(2) 民間賃貸住宅等

応急仮設住宅等として供与されている住宅以外の賃貸等の住宅をいう。ただし、自 ら購入した住宅、マンション等は含まない。

(3) 収入要件

世帯全員の年間所得の合計額から、応急仮設住宅等の入居者数から代表者1名を除いた人数に38万円を乗じた金額を差し引き、その金額を12箇月で除した金額(1円未満の端数は切捨て)が21万4千円以下であること。

なお、18歳以下(平成28年10月1日時点)の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯(父のみ、母のみ、子どものみの避難は適用外)は、世帯全体の年間所得に2分の1を乗じた金額(1円未満の端数は切捨て)を世帯全員の年間所得の合計額として取扱う。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、福島県の避難 指示区域以外から、県内の応急仮設住宅等に入居している避難世帯のうち、山形県が定め る収入要件を満たし、応急仮設住宅等の供与期間終了後も避難を継続することが必要であ り、県内の民間賃貸住宅等へ転居する世帯の代表者をいう。ただし、応急仮設住宅等にお いて不適正な入居が認められる場合は対象外とする。

(交付の対象)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業及び対象経費は別表のとおりとする。ただし、 平成29年1月1日から平成29年3月31日までに転居が完了するもので、次の各号のい ずれかの理由によるものとする。
 - (1) 住宅が手狭になった
 - (2) 家賃が低廉な住宅に移る
 - (3) 貸主の都合
 - (4) その他知事が認めるもの

(交付基準)

- 第5条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象事業で、次の基準により交付するものと する。
 - (1) この補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額又は1世帯当たりの上限額(複数人世帯の場合5万円、単身世帯の場合3万円)のいずれか低い額とする。ただし、他団体からの寄付又は補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費から寄付等の額を除いた額とする。
 - (2) この補助金の交付申請は、1世帯(最後に居住している応急仮設住宅等1戸)当たり1回限りとする。

(交付申請)

- 第6条 この補助金の申請をする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる 書類を添付のうえ転居日の10日前又は平成29年3月10日のいずれか早い日まで知事に 提出しなければならない。ただし、申請期間中であっても予算額に達した時点で交付申請 の受付を終了する場合がある。
 - (1) 平成 28 年度山形県内住宅移転支援事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 現在居住している応急仮設住宅等の入居許可証又は貸与許可書等の写し ※ 山形県が提供する借上げ住宅に入居している場合は提出不要
 - (3) 世帯全員分の住民票(住民票謄本)
 - (4) 母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、前号の住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていることの分かる書類
 - (5) 世帯全員分の市区町村が発行する平成28年度所得(課税)証明書(平成27年分)
 - (6) 預金通帳の写し(補助金入金用口座)
 - (7) その他知事が必要と認める書類
 - 2 前項第3号から第5号に掲げる書類の提出については、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱(以下「福島県家賃補助要綱」という。)第7条における収入要件の事前確認を行い、収入要件を満たしている場合は、福島県が発行する収入要件事前確認結果の通知(福島県家賃補助要綱 第2号様式(第7条関係))の写しを以て省略することができる。

(交付の条件)

- 第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 移転場所の変更
 - (2) 補助対象経費の30パーセントを超える減
 - (3) 補助金の交付決定額の増
 - 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を得ようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)に変更後の前条第1項各号に掲げる関係 書類を添付のうえ知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金交付決定 の全部又は一部を取り消しするものとする。なお、既に交付した補助金の全部又は一部が ある場合には、補助金の返還を命ずるものとする。
 - (1) 虚偽の申請、その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
 - (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

(実績報告)

- 第10条 補助対象者は、移転が完了した時は、補助金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付のうえ、移転完了後15日を経過する日又は平成29年4月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 別表に掲げる費用に係る領収書の写し
 - (2) 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書又は入居許可証の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類

別表 補助対象経費

	区分	内 容	補助金の額
1	家財道具の運搬のための	一般貨物自動車運送事業の許可を受け	
	引越業者による運送費用	た事業者又は貨物軽自動車運送事業の届	補助事業に要する経費
		出をした事業者(以下「引越業者等」とい	(ただし、寄付金、補助金
		う。)に支払う費用	は除く) 又は次の上限額の
2	家財道具の運搬のための	道路運送法に基づくレンタカー事業許	いずれか低い額とする。
	運搬車両のレンタル費用	可を受けたレンタカー業者に支払う費用	
3	2の車両の燃料代	上記2で給油を要する場合の費用	上限額 (1)複数人世帯 50,000 円
4	その他	その他知事が必要と認めた費用	(2) 単身世帯 30,000円